

<p>諮問第 1 号</p>	<p>人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて</p>
<p>現委員 <small>たに がわ み ゆき</small> 谷川 美行</p> <p>任 期 平成 2 4 年 1 2 月 3 1 日任期満了 初就任 平成 9 年 5 月 1 日就任 5 期目 (任期 3 年)</p> <p>選任予定者</p>	
<p>諮問第 2 号</p>	<p>人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて</p>
<p>現委員 <small>あずま あさ こ</small> 東 朝子</p> <p>任 期 平成 2 4 年 1 2 月 3 1 日任期満了 初就任 平成 1 5 年 7 月 1 日就任 3 期目 (任期 3 年)</p> <p>選任予定者</p>	
<p>諮問第 3 号</p>	<p>人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて</p>
<p>現委員 <small>まつ もと のり こ</small> 松本 典子</p> <p>任 期 平成 2 4 年 1 2 月 3 1 日任期満了 初就任 平成 2 2 年 1 月 1 日就任 1 期目 (任期 3 年)</p> <p>選任予定者</p>	

議案第 53 号	茨木市固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて
現委員	<p>う だ けい こ 宇 多 啓 子</p> <p>任 期 平成 2 4 年 9 月 2 4 日任期満了 初就任 平成 9 年 9 月 2 5 日就任 5 期目（任期 3 年）</p> <p>選任予定者</p>
議案第 54 号	茨木市有功者を定めることについて
茨木市有功者表彰条例第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づく提案	<p>前茨木市助役、前茨木市副市長</p> <p>やま もと まさ はる 山 本 正 治</p> <p>在任期間</p> <p>茨木市助役・副市長 平成 1 6 年 5 月 1 4 日～平成 2 4 年 4 月 1 7 日（7 年 1 1 か月）</p>
議案第 55 号	茨木市有功者を定めることについて
茨木市有功者表彰条例第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づく提案	<p>前茨木市水道事業管理者</p> <p>きた がわ かず お 北 川 一 夫</p> <p>在任期間</p> <p>茨木市水道事業管理者 平成 1 6 年 5 月 2 8 日～平成 2 4 年 4 月 1 7 日（7 年 1 1 か月）</p>

議案第 56 号	茨木市市民栄誉賞受賞者の選定につき同意を求めることについて
<p>茨木市市民栄誉賞規則第 2 条第 1 項の規定に基づく提案</p> <p>受賞者 声楽家 岸<sup>きし</sup>本<sup>もと</sup>力<sup>ちから</sup></p> <p>選定理由 本市出身の日本屈指のバス歌手である岸本力氏が、ロシア文化遺産の保持と振興に貢献した者に与えられるプーシキン・メダルを受章されたことに対し、その栄誉を顕彰するため、受賞者として選定する。</p>	
議案第 57 号	茨木市市民栄誉賞受賞者の選定につき同意を求めることについて
<p>茨木市市民栄誉賞規則第 2 条第 1 項の規定に基づく提案</p> <p>受賞者 プロゴルファー 故<sup>すぎ</sup>杉<sup>はら</sup>原<sup>てる</sup>輝<sup>お</sup>雄</p> <p>選定理由 本市出身の、故 杉原輝雄氏のプロゴルファーとしての功績を讃え、その栄誉を顕彰するため、受賞者として選定する。</p>	
議案第 58 号	茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について
<p>非常勤嘱託員等の新設に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常勤嘱託員等の新設 <ul style="list-style-type: none"> <li>「市政顧問」 報酬日額 30,000 円</li> <li>「生活保護適正推進員」 報酬月額 239,100 円</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成 24 年 10 月 1 日</li> </ul>	

## 災害対策基本法の改正に伴う所要の改正

## ・法改正の趣旨

東日本大震災の教訓を生かし、災害対策の強化を図るため、大規模災害に対する即応力の強化や、地域の防災力の向上を目指すほか、防災会議と災害対策本部の役割等を見直す。

## ・改正内容

## ( 1 ) 茨木市防災会議条例の一部改正

## 所掌事務について

目的 ( 災害応急対策の災害対策本部への一元化 )

ア 「茨木市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること」を削除

イ 「市長の諮問に応じて市域に係る防災に関する重要事項を審議すること」及び「市域に係る防災に関する重要事項に関し、市長に意見を述べること」を追加

## 委員の構成について

目的 ( 地域防災計画の策定等への多様な意見の反映 )

ア 定数「30人以内」「35人以内」

イ 構成員に「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者」を追加

・施行日 公布の日

## ( 2 ) 茨木市災害対策本部条例の一部改正

## 引用条項番号の変更

現地災害対策本部の組織に関する規定を追加

・施行日 公布の日

議案第 60 号

茨木市暴力団排除条例の制定について

暴力団の排除について必要な事項を定める条例を制定する。

・ 制定の経緯

大阪府暴力団排除条例が平成 23 年 4 月に施行されたことを踏まえ、府と連携し、社会全体で暴力団の排除を推進し、市民生活の安全と平穏を確保するため。

・ 主な内容

基本理念（暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提出しないこと及び暴力団を利用しないこと等の暴力団排除は、市、市民及び事業者が連携・協力を図りながら進めなければならない。）の規定

市、市民及び事業者の責務について規定

市による市民及び事業者に対する情報の提供及び支援、暴力団排除に関する積極的広報、啓発について規定

公共工事等からの暴力団の排除及び当該排除に関する措置並びに公共工事等に関する不当介入に係る報告等について規定

市の事務及び事業からの暴力団の排除について規定

青少年に対する指導等のための措置について規定

公共工事等に関する不当介入に係る報告をしなかった者に対する勧告等及び当該事実の公表について規定

・ 施行日 平成 25 年 4 月 1 日

議案第 61 号

茨木市市税条例の一部改正について

地方税法等の一部改正に伴う所要の改正

・ 主な改正内容

申告手続きの簡素化を図るため、公的年金等に係る所得以外の所得を有しない者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合、申告書の提出を不要とする。

下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、市の条例で定めるとされたことから、当該割合を課税標準の 4 分の 3 と規定

・ 施行日 平成 26 年 1 月 1 日  
公布の日

議案第 62 号 茨木市総合計画策定条例の制定について

総合的かつ計画的な市政の運営を着実に推進するため、総合計画（基本構想）を策定し、その根拠として、本条例を制定する。

・主な内容

総合計画並びに総合計画を構成する構想及び各計画の定義を定め、総合計画の構成を明確にする。

本市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定する。

基本構想及び基本計画の策定及び変更にあたり、茨木市総合計画審議会への諮問を義務付ける。

基本構想の策定及び変更にあたり、議会の議決を経ることを義務付ける。

基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定する。

個別行政計画の策定及び変更にあたり、総合計画との整合を図る。

・施行日 公布の日

議案第 63 号 茨木市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について

大阪府市町村身体障がい者及び知的障がい者医療費助成制度の改正に伴う所要の改正

・改正内容

平成 22 年度の所得税法の改正により特定扶養親族の年齢が「16 歳以上 23 歳未満」から「19 歳以上 23 歳未満」に見直されたが、身体障害者及び知的障害者の医療費助成制度における所得制限については、法改正前と同様の基準とする。

・施行日 公布の日（平成 24 年 7 月 1 日適用）

議案第 64 号	茨木市立老人福祉センター条例の一部改正について	18 頁参照
<p>効率的かつ効果的な施設運営を目的に、「老人福祉センター」に指定管理者制度を導入することに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者による管理の対象施設の拡充： 福井荘、桑田荘、西河原荘、葦原荘、南茨木荘において、指定管理者制度を導入する。</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成 2 5 年 4 月 1 日</li> </ul>		
議案第 65 号	茨木市立障害福祉会館条例の全部改正について	18 頁参照
<p>利用者サービスの向上及び効率的かつ効果的な施設運営を目的に、「茨木市立障害者就労支援センター かしの木園」に指定管理者制度を導入することに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>施設名称の変更： 「茨木市立障害福祉会館」 「茨木市立障害者就労支援センター かしの木園」</li> <li>指定管理者による管理等を規定</li> <li>会議室等の貸出廃止に伴う会議諸室の利用に関する規定の削除</li> <li>実施事業の追加 現行の就労継続支援 B 型事業に加え、その他障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業を実施できる旨を追加</li> </ul> </li> <li>・ 関係条例の一部改正 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例 「障害福祉会館」を「障害者就労支援センター」に改める。</li> <li>・ 施行日 平成 2 5 年 4 月 1 日</li> </ul>		

議案第 66 号	茨木市立障害福祉センター条例の一部改正について	18 頁参照
<p>利用者サービスの向上及び効率のかつ効果的な施設運営を目的に、「茨木市立障害福祉センター ハートフル」に指定管理者制度を導入することに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場使用料にかかる規定を削除</li> <li>市が食事代の一部を負担する「給食サービス」を廃止</li> <li>指定管理者による管理等を規定</li> <li>実施事業の追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業内容に、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業を実施できる旨を追加</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 施行日 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 24 年 10 月 1 日</li> <li>平成 25 年 4 月 1 日</li> </ul> </li> </ul>		
議案第 67 号	茨木市立障害者デイサービスセンター条例の廃止について	19 頁参照
<p>茨木市立障害者デイサービスセンターの民営化に伴う条例の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃止理由 <p>「茨木市立障害者デイサービスセンター しみず」について、多様なサービス提供と施設運営の効率化に向け、民営化に移行する。</p> </li> <li>・ 関係条例の改正 <p>議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例「障害者デイサービスセンター」を削除する。</p> </li> <li>・ 施行日 <p>平成 25 年 4 月 1 日</p> </li> </ul>		



議案第 68 号	茨木市立障害者生活支援センター条例の制定について	19 頁参照
<p>茨木市立太陽の里条例に規定する「ともしび園」を指定管理者制度に移行することに伴い、茨木市立太陽の里条例を廃止し、茨木市立障害者生活支援センター条例を制定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>名 称 茨木市立障害者生活支援センター ともしび園</li> <li>位 置 茨木市西穂積町 8 番 2 号</li> <li>実施事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 障害者自立支援法に基づく生活介護事業</li> <li>イ 日帰りショートステイ事業</li> <li>ウ ア及びイに掲げるもののほか、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業で、市長が必要と認める事業</li> </ul> </li> <li>利用対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 生活介護事業：介護給付費の支給決定を受けた者</li> <li>イ 日帰りショートステイ事業：日帰りショートステイ事業の支給決定を受けた者</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 関係条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>茨木市立太陽の里条例の廃止</li> <li>議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例 「太陽の里」を削除し、「障害者生活支援センター」を加える。</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成 2 5 年 4 月 1 日</li> </ul>		
議案第 69 号	茨木市立児童発達支援センター条例の制定について	19 頁参照
<p>茨木市立太陽の里条例の廃止に伴う条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>名 称 茨木市立児童発達支援センター あけぼの学園</li> <li>位 置 茨木市西穂積町 8 番 1 1 号</li> <li>実施事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 独立自活に必要な知識技能の付与と生活指導に関すること。</li> <li>イ アに掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</li> </ul> </li> <li>定員 6 4 人</li> <li>利用対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 障害児通所給付費の支給の決定を受けた者</li> <li>イ 障害児通所支援の措置を受けた者</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 関係条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例 「児童発達支援センター」を加える。</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成 2 5 年 4 月 1 日</li> </ul>		

議案第 70 号

茨木市市民会館条例等の一部改正について

市民会館、福祉文化会館及び市民総合センターの利用者の利便性の向上を図るインターネットによる使用申請の受付開始に伴う所要の改正

・改正内容

口座振替の方法で徴収する利用料金等については、後納できる旨の規定を追加  
利用を取り消した場合に、利用者が負担すべき料金を減額して徴収できる旨の  
規定を追加

・施行日 平成24年10月1日

議案第 71 号

茨木市火災予防条例の一部改正について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の  
制定に関する基準を定める省令の改正に伴う所要の改正

・改正内容

対象火気設備に「急速充電設備」を追加し、急速充電設備を設置する際の位置、  
構造及び管理に関する基準を新設

・施行日 平成24年12月1日

議案第 72 号	茨木市立命館大学岩倉町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について	20 頁参照
----------	--	--------

区域内における建築物の制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境の確保を図る。

・主な内容

適用の区域・・・立命館大学岩倉町地区地区計画の区域内

用途の制限・・・ア 大学

(建築できる建築物)

イ 寄宿舍

ウ ア及びイに掲げる建築物に附属するもの

(店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものを含む。)

エ 事務所

建ぺい率の最高限度・・・10分の5

高さの最高限度・・・Aゾーン内は、43m以下。Bゾーン内は、31m以下。

壁面の位置の制限・・・建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離

Aゾーン

a 建築物の高さが7m以下の場合 2m

b 建築物の高さが31m以下の場合 6m

c 建築物の高さが31mを超える場合 10m

Bゾーン

a 建築物の高さが7m以下の場合 2m

b 建築物の高さが7mを超える場合 6m

緑化率の最低限度・・・10分の2以上

罰則・・・に違反した場合 500,000 円以下の罰金

に違反した場合 300,000 円以下の罰金

・施行日 公布の日

議案第 73 号	茨木市駐車場条例の一部改正について	21 頁参照
----------	-------------------	--------

茨木市阪急茨木東口駐車場の改装に伴う所要の改正

・改正内容

午前8時から午後8時までの普通自動車一時使用料：30分 100円 20分 100円

普通自動車定期使用料の廃止

・施行日 平成24年11月1日

議案第 74 号	茨木市駐車場の指定管理者の指定について	21 頁参照
<p>施設の名称 茨木市阪急茨木東口駐車場</p> <p>指定管理者 大阪市中央区安土町一丁目 7 番 3 号 安土町野村ビル 7 階 日駐管理株式会社 関西支社</p> <p>指定の期間 平成 2 4 年 1 1 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで</p>		
議案第 75 号	市道路線の認定について	
<p>新規路線整備に伴う路線認定 6 3 路線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発等により移管を受けたもの 1 5 路線</li> <li>・ 寄付により移管を受けたもの 4 路線</li> <li>・ 道路整備事業によるもの 4 路線</li> <li>・ 安威川ダム建設事業によるもの 1 路線</li> <li>・ 土地区画整理事業によるもの 3 7 路線</li> <li>・ 細街路整備事業によるもの 2 路線</li> </ul>		
議案第 76 号	市道路線の変更について	
<p>新規路線整備に伴う既認定の起終点の変更 6 路線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発等により移管を受けたもの（起終点変更） 3 路線</li> <li>・ 寄付を受けたもの（起終点変更） 2 路線</li> <li>・ 安威川ダム建設事業に関連するもの（起点変更） 1 路線</li> </ul>		
議案第 77 号	市道路線の廃止について	
<p>新規路線整備に伴う廃止 3 路線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安威川ダム建設事業によるもの 1 路線</li> <li>・ 寄付を受けて別路線に含まれたもの 1 路線</li> <li>・ 土地区画整理事業により別路線に含まれたもの 1 路線</li> </ul>		

議案第 78 号	平成 24 年度大阪府茨木市一般会計補正予算 (第 3 号)		
補正額 308,904 千円 (補正後 77,531,572 千円 - 補正前 77,222,668 千円)			
(歳入)		(歳出)	
・国庫支出金	10,998 千円	・人件費	5,184 千円
・府支出金	84,322 千円	・物件費	88,723 千円
・繰越金	213,584 千円	・扶助費	2,197 千円
		・補助費等	37,800 千円
		・投資的経費	175,000 千円
・債務負担行為補正			
(追加) 保育所建設補助事業	227,324 千円		
(追加) 駐車場指定管理料	1,200 千円		
認定第 1 号	平成 23 年度大阪府茨木市一般会計決算認定について		
		(平成 22 年度)	
・歳入決算額	85,019,130,064 円	(81,685,868,865 円)	
・歳出決算額	83,276,455,736 円	(79,350,092,316 円)	
・歳入歳出差引額	1,742,674,328 円	(2,335,776,549 円)	
・翌年度へ繰越すべき財源	998,177,820 円	(1,564,964,407 円)	
・実質収支	744,496,508 円	(770,812,142 円)	
認定第 2 号	平成 23 年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について		
		(平成 22 年度)	
・歳入決算額	5,705,737,130 円	(5,826,145,496 円)	
・歳出決算額	119,235,719 円	(125,131,003 円)	
・歳入歳出差引額	5,586,501,411 円	(5,701,014,493 円)	
認定第 3 号	平成 23 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について		
		(平成 22 年度)	
・歳入決算額	26,470,763,955 円	(25,149,063,136 円)	
・歳出決算額	26,308,608,658 円	(24,987,735,096 円)	
・歳入歳出差引額	162,155,297 円	(161,328,040 円)	

認定第 4 号	平成 23 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について	
		(平成 22 年度)
・歳入決算額	2,670,163,723 円	(2,551,805,569 円)
・歳出決算額	2,582,247,149 円	(2,466,041,076 円)
・歳入歳出差引額	87,916,574 円	(85,764,493 円)
認定第 5 号	平成 23 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について	
		(平成 22 年度)
・歳入決算額	12,451,943,989 円	(11,775,196,703 円)
・歳出決算額	12,274,620,524 円	(11,544,389,395 円)
・歳入歳出差引額	177,323,465 円	(230,807,308 円)
認定第 6 号	平成 23 年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計決算認定について	
		(平成 22 年度)
・歳入決算額	7,928,690,758 円	(8,129,779,652 円)
・歳出決算額	7,917,466,356 円	(8,113,356,438 円)
・歳入歳出差引額	11,224,402 円	(16,423,214 円)
認定第 7 号	平成 23 年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について	
(収益的収支)		(平成 22 年度)
・収入決算額	4,866,214,319 円	(5,688,974,775 円)
・支出決算額	5,177,258,899 円	(5,406,182,990 円)
・収入支出差引額	311,044,580 円	(282,791,785 円)
(資本的収支)		
・収入決算額	282,444,386 円	(260,648,605 円)
・支出決算額	2,240,333,495 円	(1,286,844,560 円)
・収入支出差引額	1,957,889,109 円	(1,026,195,955 円)

報告第 15 号	平成 23 年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
<p>地方自治法第 2 3 3 条第 5 項による主要な施策の成果並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項による健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告</p>	
報告第 16 号	平成 23 年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について
<p>平成 2 4 年 3 月 3 1 日現在の財政状況の報告</p>	
報告第 17 号	平成 23 年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 7 条第 1 項による茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告</p>	
報告第 18 号	放棄した債権の報告について
<p>茨木市債権の管理に関する条例の規定に基づく報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放棄した私債権等 190 件 7,119,511 円</li> </ul>	

## 高齢者施設、障害者施設の運営形態の見直しについて

高齢者施設及び障害者施設について、利用者へのサービスの向上と施設運営費の効率化を図るため、運営形態の見直しを行う。

### 【高齢者施設】

区分		現 行	改正後
施 設		老人福祉センター	老人福祉センター
運営形態	福井荘	直 営	指定管理
	桑田荘		
	西河原荘		
	葦原荘		
	南茨木荘		
	沢池荘	指定管理	指定管理 (老人デイサービスセンターと一体的な運営)

### 【障害者施設】

区分		現 行	改正後
施 設		障害福祉会館・かしの木園	障害者就労支援センター かしの木園
運営形態		直 営	指定管理
事 業		・ 部屋の貸出	・ 部屋の貸出事業は廃止
		・ 就労継続支援B型	・ 就労継続支援B型
			その他利用者ニーズ等に対応した新たな障害福祉サービス等を実施
利用年限		6 年	廃止

### 【障害者施設】

区分		現 行	改正後
施 設		障害福祉センター ハートフル	障害福祉センター ハートフル
運営形態		直 営	指定管理
事 業		・ 給食サービス	・ 給食サービス(市負担分)は廃止
		・ 駐車場使用料	・ 駐車場利用の無料化
		・ 入浴サービス、相談、講座、研修など	・ 入浴サービス、相談、講座、研修など
			その他利用者ニーズ等に対応した新たな障害福祉サービス等を実施
		・ 児童発達支援事業 (ばら親子教室)	・ 児童発達支援事業 (ばら親子教室)は直営で実施



【障害者施設】

区分	現行	改正後
施設	障害者デイサービスセンター しみず	障害者デイサービスセンター ( * 名称は、譲渡先が決定 )
運営形態	指定管理	民営化 ( 建物は無償譲渡 )
事業	・地域活動支援センター	・地域活動支援センター  その他利用者ニーズ等に対応した 新たな障害福祉サービス等を実施

【障害者施設】

区分	現行	改正後
施設	太陽の里 ともしび園	障害者生活支援センター ともしび園
運営形態	直営	指定管理
事業	・生活介護 ( 定員 70 名 ) ・日帰りショートステイ	・生活介護 ( 定員 40 名 ) ・日帰りショートステイ  その他利用者ニーズ等に対応した 新たな障害福祉サービス等を実施
利用年限	7 年	廃止

【児童福祉施設】

区分	現行	改正後
施設	太陽の里 あけぼの学園	児童発達支援センター あけぼの学園
運営形態	直営	直営

利用者ニーズ等に対応した障害福祉サービス等

【障害者自立支援法にもとづくサービス ( 障害福祉サービス + 地域生活支援事業 ) 】

○地域生活支援事業・・・障害者が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟かつ効果的な事業を行う ( 障害者自立支援法第 77 条 ) 。

《主なサービス》

生活介護 ( 入浴サービス )

就労移行支援

就労継続支援

短期入所 ( 宿泊を伴う日中一時支援 )

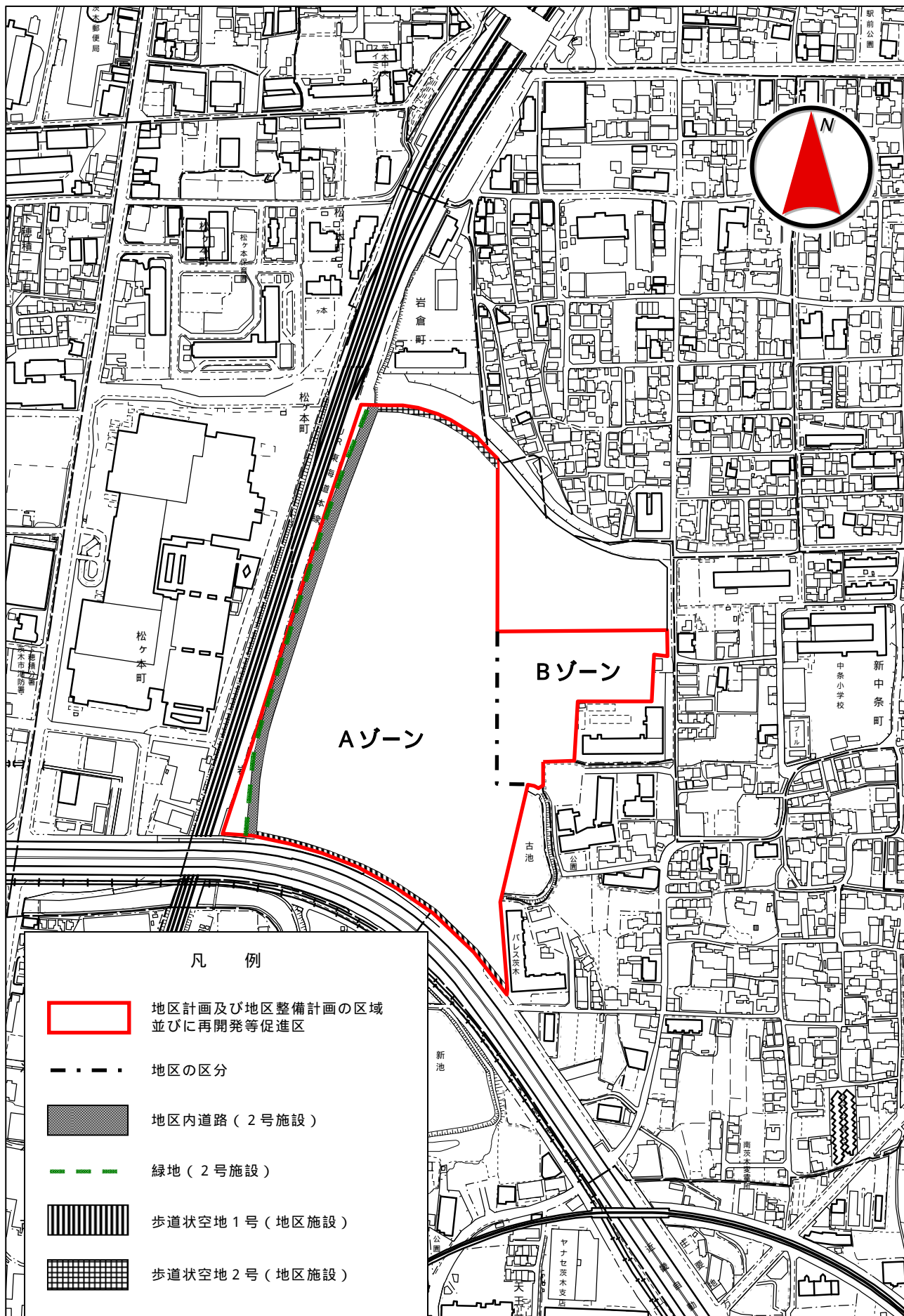
自立訓練

地域活動支援センター事業

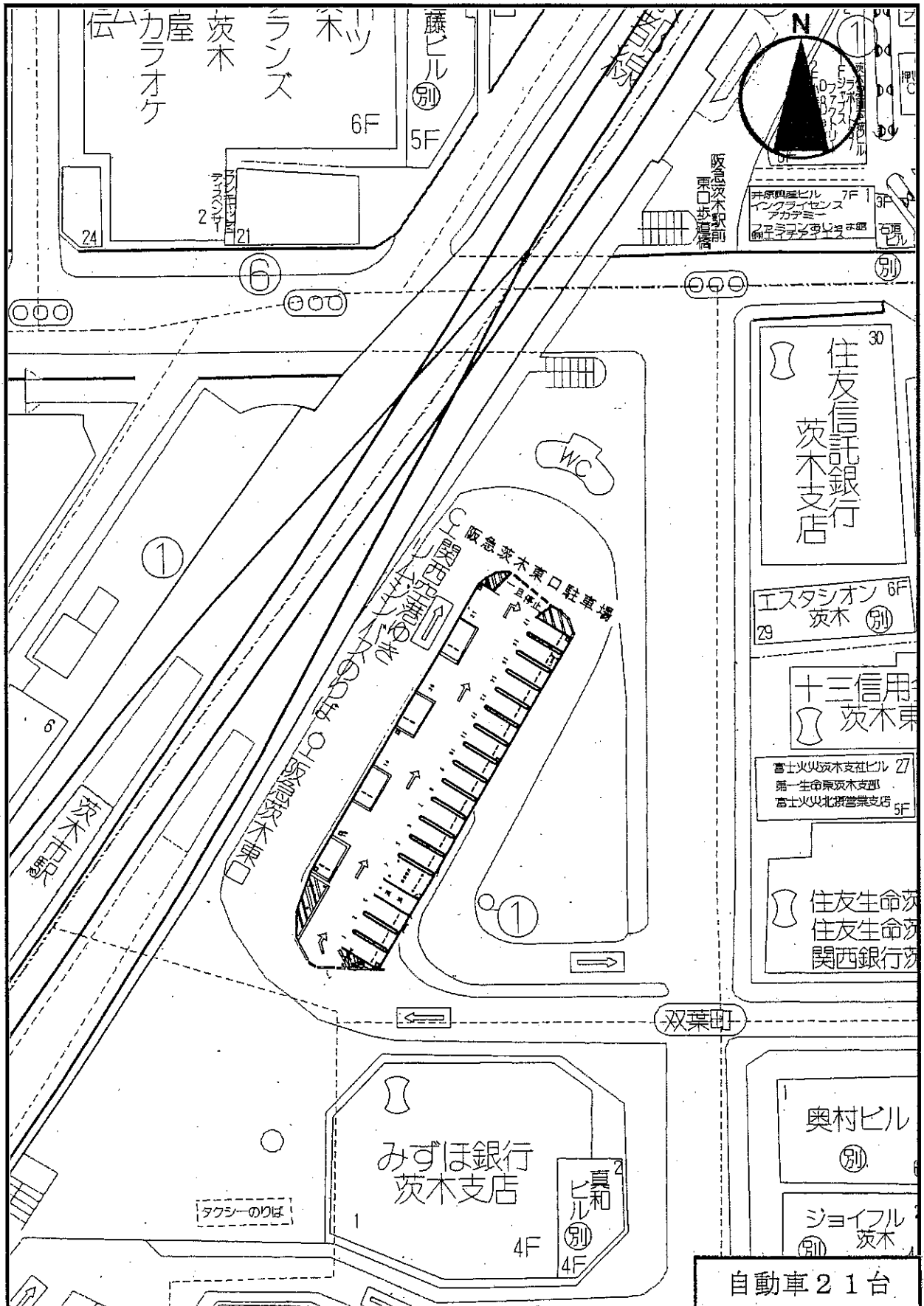
日帰りショートステイ ( 日中一時支援事業 )

\* ~ は障害福祉サービス ( 国事業 ) 、 ~ は地域生活支援事業

# 立命館大学岩倉町地区地区計画 計画図



茨木市阪急茨木東口駐車場位置図



## 平成24年度一般会計補正予算(第3号)総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	予算額	左 の 内 訳		備 考
		特定財源	一般財源	
14 国庫支出金	10,998	10,998		学校施設環境改善交付金 10,120 地域生活支援事業補助金 878
15 府支出金	84,322	84,322		緊急雇用創出基金事業費補助金 51,596 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金 26,000 安心こども基金特別対策補助金 6,187 地域生活支援事業補助金 439
19 繰越金	213,584		213,584	純繰越金
補正額 A	308,904	95,320	213,584	
補正前の予算額 B	77,222,668	24,610,813	52,611,855	
補正後の予算額 A + B	77,531,572	24,706,133	52,825,439	

## 平成24年度一般会計補正予算(第3号)総括表

(歳出)

(単位：千円)

款	予算額	消費的経費				投資的経費	その他の経費
		人件費	物件費	扶助費	補助費等		
02 総務費	65,695	2,160	63,435		100		
03 民生費	102,160	3,024	18,239	2,197	25,700	53,000	
04 衛生費	92,600		5,600		12,000	75,000	
08 土木費	9,000					9,000	
10 教育費	39,449		1,449			38,000	
補正額 A	308,904	5,184	88,723	2,197	37,800	175,000	
補正前の予算額 B	77,222,668	13,673,153	14,496,686	22,145,078	5,436,611	7,567,752	13,903,388
補正後の予算額 A + B	77,531,572	13,678,337	14,585,409	22,147,275	5,474,411	7,742,752	13,903,388

# 9月補正予算の内容について

## 1 基本方針

純繰越金等を活用し市民サービスの充実を図るため、マニフェストの実現と行政課題の解決に向けた新規・拡充事業を実施する。

## 2 主な内容 はマニフェスト項目

### (1) 市の重要課題の解決と政策の推進

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
市の重要課題の解決		2,160		2,160
市政顧問の設置	市の重要課題の解決に向け、市政顧問を新たに設置する。 [人数] 3人	2,160		2,160
政策の推進		11,839		11,839
次期総合計画の策定	まちづくりの基本指針となる次期総合計画の策定に向け基礎調査等を行う。 [策定期間] 平成24年度～平成26年度 [H24取組内容] 基礎調査(市民意向調査、人口等フレーム調査)等	11,839		11,839
合 計		13,999		13,999

### (2) いじめ防止に向けた取組み

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
いじめ防止プロジェクト		1,449		1,449
いじめ防止プロジェクト	いじめの減少と早期発見及び早期対応ができる学校組織の充実を図るため、教職員・児童・生徒・保護者等にいじめ撲滅に向けた啓発を行い、いじめを予防する取組みを小・中学校で実施する。 [取組内容] いじめ不登校シンポジウムの開催(6月補正予算措置済) 生徒会交流会(サミット)でのいじめ撲滅に向けた全体討議 いじめ防止リーフレット作成 いじめ防止啓発ビデオの貸出 いじめ撲滅をテーマにした曲の作成	1,449		1,449
合 計		1,449		1,449

### (3) 福祉サービスの適正化と充実

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
福祉サービスの適正化		6,143		6,143
生活保護費の適正化	生活保護費の不正受給対策を図るため、生活保護適正推進員を配置し警察と連携するとともに、資産・預貯金等の調査を強化する。また、要保護者の自立を促すため、年金調査を強化し年金等の手続きを支援する。	6,143		6,143
福祉サービスの充実		70,317	27,317	43,000
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の機能強化	地域福祉ネットワークの円滑な推進を図るため、専門的なスキルを有するコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の機能強化を図る。	15,120		15,120
障害者日帰りショートステイの充実	障害者の日帰りショートステイ事業のサービスの充実を図るため、報酬単価の増額及び送迎加算を追加する。	2,197	1,317	880
地域密着型介護施設整備補助事業	介護基盤緊急整備等臨時特例交付金(府)の内示に伴い、介護施設を整備する団体に対して補助金を交付する。 [中心地域中部圏域] 複合型サービス事業所(1か所) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(1か所) 自動火災報知設備(1か所)	26,000	26,000	
ともしび園浴室設備の改修	家庭での入浴介助が困難な重度の障害者に対する入浴サービス導入に伴い、浴室設備の改修を行う。	27,000		27,000
合 計		76,460	27,317	49,143

### (4) 待機児童の解消に向けた取組み

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
待機児童の解消		25,700	6,187	19,513
認可外保育施設運営補助の創設	待機児童の解消を図るため、一定水準の保育環境が確保できる認可外保育施設に対し補助を行う。 [対象施設] 5施設	25,700	6,187	19,513
合 計		25,700	6,187	19,513

## (5) 学校施設の整備

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
学校施設の整備		5,000		5,000
春日小学校 校舎増築	児童数の増加に伴い、校舎を増築するための実施設計を行う。[普通教室：4教室]	5,000		5,000
合 計		5,000		5,000

## (6) 将来の駅前整備に向けた取組み

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
将来の駅前整備に向けた取組み		9,000		9,000
J R 茨木駅西口 周辺整備の基本 構想策定	将来の J R 茨木駅西口周辺の整備のあり方の庁内検討に向け基本構想を作成する。	9,000		9,000
合 計		9,000		9,000

## (7) 老朽化する公共施設の改修

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
公共施設の改修		80,600		80,600
駅前公衆便所の 改修	快適な利用環境を図るため、老朽化している駅前公衆便所の改修を行う。 [改修内容] 扉・タイル・電気等の改修、洋式トイレの設置 [改修箇所] J R 茨木駅西口 阪急茨木市駅高架下	5,600		5,600
こども健康セン ター外壁等改修	施設の経年劣化に伴い、こども健康センターの外壁改修及び屋上防水等を行う。	75,000		75,000
合 計		80,600		80,600



## ( 8 ) 緊急雇用対策の追加

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
緊急雇用対策		51,596	51,596	
地積測量図等マイクロフィルム画像化及びGISデータ作成業務	固定資産税の課税資料の基礎となる地積測量図等のマイクロフィルムの画像化及びGISデータ作成のため、委託業者で失業者を雇用し、地理情報処理技術等の習得に取り組む。	51,596	51,596	
合 計		51,596	51,596	

## ( 9 ) 住宅用太陽光発電の普及促進

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
環境施策		12,000		12,000
太陽光発電設備導入補助の追加	申請件数の増加に伴い補助金を追加することにより、住宅用太陽光発電の普及を促進する。 増加見込件数115件(288件 403件)	12,000		12,000
合 計		12,000		12,000

## ( 10 ) 債務負担行為の補正

(単位:千円)

事業	内容等	限度額
待機児童の解消		
私立保育所の建設補助	安心こども基金(府)を活用し整備する(仮称)第2茨木山手学園の建替えに対する建設等補助金について、債務負担行為の期間及び限度額を設定する。 [期間] 平成24年度~平成25年度 [限度額] 227,324千円	227,324
駐車場の開設		
駐車場指定管理料	茨木市阪急茨木東口駐車場の指定管理者の指定に伴い、期間及び限度額を設定する。 [期間] 平成25年度 [限度額] 1,200千円	1,200